



より四%増の八十二兆九千億円程度となっておりますが、その内容としては社会保障関係費が二・八%増加する一方で、公共事業関係費は三・五%減額するものとなっております。

一方、平成十九年度の地方財政の収支見通しにおいては、前年度とほぼ同額の八十三兆一十億円程度としておりますが、本町財政において最も影響する地方交付税は、地方に配分されるいわゆる出口ベースでは四・四%の減額と、依然厳しく、近年の減額傾向は変化しておらず、

町政執行方針 (要旨)

国の平成十九年度予算編成の基本方針によると、景気は、「消費に弱さがみられるものの、回復が続いている。」とされ、平成十九年度の経済見通しにおいても、国内総生産は実質で二・〇%程度の増とされ、国の一般会計予算案においては、前年度

す。

また、離島漁業再生支援交付金を財源とする水産業の振興対策や観光振興に向けた新たな取り組みにも重点をおいた内容としており、さらにはこの恵みの海の自然環境を守り、未来の子孫にこの大事な遺産を遺すために下水道事業に対しても重点をおいた、貴重な財源をメリハリのある配分とした予算の編成に努め、一般会計と八特別会計を合わせまして、当初予算総額を五十九億九千九百九十九万一千円いたしました。

「元氣のぞる町づくり」を目指し、七重点項目を基本に新年度の指針について小野町長が所信を述べました。

このようなかで、町民の皆様

の永年の懸案でありました温泉開発事業について、着手となる掘削費を予算に計上いたしました。北海の過酷な海を生業として

らなる充実に努め、天与の素晴らしい自然環境を壊すことなく、その保全に努めてまいります。

森づくりにつきましては、これまで同様水質保全や水産資源の増殖のほか、山地災害の防止を目的に森林機能の維持増進を図るため、関係機関とも協議し、記念植樹や植林の実施と、自然環境の保全及び山火事予防に努めてまいります。

第一 安全と調和をめざす基盤づくり

土砂崩壊や冬期間の雪崩など自然災害危険箇所

五、港湾の整備

新年度の香深港（本港）につきましては、南外防波堤の改良と耐震岸壁を四十五メートル整備します。

今後、地域活性化のために北海道開発局との連携を図りながら、港湾を本町の「元氣のぞる町づくり」の拠点として整備をすすめてまいります。

一、国土の保全

土砂崩壊や冬期間の雪崩など自然災害危険箇所への解消に向けて、町においては既存施設の維持補修に努めて災害の防止を図ってまいります。

二、自然環境の保全

礼文島の世界的に稀有な自然植物と幻想的な景観は、島で暮らす私達へ限りない恩恵と、訪れる観光客の皆様へやすらぎと驚嘆を与えております。

特に、貴重な高山植物の保護増殖事業を続け、調査研究のさ

第二 たくましく活力に満ちた産業づくり

一、水産業の振興

今年度の水産振興策としては、平成十七年度から五ヶ年の期間限定で創設されている「離島漁業再生支援交付金制度」を活用し、本年も漁業集落の再生活動に必要な費用の支援を継続した

六、情報基盤の整備

今後、国の予算により、本町において無線通信による高速インターネットを実現するための実証実験を稚内市・利尻富士町との連携により、役場・商工会・香深漁協・教育委員会・香深中学校において実施しております。

今後、この実証実験を通じて、さらに情報化の時代に対応した事業の展開に向けて取り組んで参りたいと考えております。



します。メニューとしては、ムラサキウニの深淺移植三十万個、鮑の幼貝五十ミリ三万個放流、鮭の稚魚二百四十万尾放流、海岸への魚カス施肥三十キロ詰七トン等の資源増殖事業、ウニ集荷用の海水冷却機十台購入、ウニの集荷籠三千個購入等の流通改善対策事業を実施します。

また、漁港整備事業に関しましては、本年度より四種・避難漁港の元地漁港が、北海道開発局の国直轄事業により、長期十ヶ年の事業期間、二十八億程の事業費で整備されることになりました。まず本年度は、北防波堤の改良からとり進めることとなります。

そして、最も明るい話題として特筆すべきことは、両漁協合わせまして、新たに四名の漁業後継者が承認されており、将来の水産業に大いに期待がもてる明るい話題であります。

二、商工業の振興

本町においても、住民の減少等による購買力の低下、若者・ひとり暮らしの方々の食生活の変化、さらには購買方法の変化に伴い、地元事業者への打撃は少なくないと感じており、さらなる経営改善が求められているものと受け止めております。

商工業者の経営改善、合理化、運営資金等の支援をするため、中小企業融資制度を設けており、元金の保証料補給と利子補給を今年度も継続してまいります。

三、観光の振興

これまで、ともすると優れた自然環境のみに依存した観光体質から、名実共に、「心を持つてもてなす」観光ホスピタリティーに軸足をおき、地産地消にも配慮した新鮮な食材を従来の慣れ親しんだ料理法にも目をむけるなど、お客様を温かい心でお迎えしなければならぬものと考えております。

また、観光客の交通の利便性の向上や近年の滞在型トレッキング指向への後押しとして、六月から三ヶ月間、香深・スコトン岬間に「シャトル・バス」のトライアル運行を実施します。

さらに、礼文町高山植物培養センターにおいては、車椅子のための遊歩道の整備を行うと

もに、昨年度に引き続き、レブンアツモリソウの開花調整のための冷蔵庫を購入し、天然のレブンアツモリソウが開花していない八月末まで遅延開花の調整を行い、訪れる観光客に鑑賞していただきます

宿泊関係者によると、今シーズン前期、七月までの団体客の宿泊予約状況は、昨年よりも僅かに上向いている状況であると同っておりますが、今シーズンも、世界遺産の知床や旭山動物園の旭川市に対する国内や東南アジアからの集客は多いとのことであり、観光客の旭川への流れを、最北の礼文・利尻に導びく事ができればよいと考えているところであります。

第三 健康な心と体で ゆとりあるまちづくり

一、地域福祉の充実

地域福祉の充実に向けては、高齢者や障がい者の方々が生きがいをもちながら、安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や礼文福祉会など関係団体と連携の下、各種福祉施策を展開して福祉サービスの充実に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、平成十八年四月から「障害者自

立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい者施策の一元化が図られ、十月からは、国の障害福祉サービスに加えて、市町村の必須事業と位置づけた「地域生活支援事業」を、地域における障がい者の実情を踏まえながら、優先して相談支援、日常生活用具等給付支援、移動支援の三支援事業を実施したところであります。今年度は、この度策定いたしました「礼文町障害者計画」を指針として、「共にふれあい、共に支え合う」誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指して、具体的な事業を展開してまいります。

二、児童環境の充実

今年度につきましても、妊産婦や乳幼児・児童の健やかな発達のための訪問指導や健康診査の継続実施により、地域においての子育て支援を推進すると共に、国の少子化対策の一環として、児童手当が見直され、三歳未満の児童手当の支給額が四月から増額となることを受けて、児童を養育する各家庭の更なる支援に努めてまいります。

三、健康づくり

社会保障政策における医療制度改革の見直しからも考えられるように、これからの健康づくりは、「予防」に重点をおいた

ものとなります。町民一人ひとりが、自らの健康づくりに関心をもち、「病気になるない」「病気をつくらない」という視点に立ち、これまで継続して実施している町民の健康づくり推進のための健康相談や健康教育、健康診査等の保健サービス体制の充実に努め、家族全員が明るく充実した生活がおくれる環境づくりに努めてまいります。

四、地域医療の充実

船泊診療所は病床数十九床を有し、医師二名体制で運営しており、医療法人カレスアライアンスの運営する「北海道家庭医療学センター」から通年での医師派遣が決定いたしました。

さらに離島における地域医療に関心を持つ医師がおり、礼文での診療を経験したいとのことから、四月から九月までの六ヶ月間でありますが、医師三名体制で診療にあたることといたしました。

また、道立香深診療所においても、四月からの医師の確保が決定しておりますので、道立香深診療所とも連携することにより、町民にとっても医療体制が充実することとなり、さらにふるさとを離れて生活する子供たちにとっては、ふるさとに住む親たちが医療の充実した地域に

住んでいることで安心できるということも大変大事なことであります。

五、国民健康保険事業の健全化

本町の国民健康保険事業特別会計においては、一般会計からの繰入金によって収支のバランスを保っており、国保事業における負担の適正化や歳入の健全性を確保しながら国民健康保険の保険者として、その健全運営に努めているところであります。

ここ数年、所得の低迷により減額が続いていた国保税も、昨年の所得の増により、増額の傾向に転じるものと思われませんが、国保税の収納率の低迷など課題もありますので、今後もなお一層の国保財政の健全化に努めてまいります。

また、医療費適正化対策の推進に向け、四十歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び特定保健指導の実施が、平成二十年度より医療保険者に義務付けられますが、これに伴い、「特定健康診査等実施計画」の策定や健診等のデータを電子的に管理する場合におけるコンピュータ処理システムの導入など新たな事業に取組んでまいります。

第四 やさしさと潤いのある環境づくり

一、簡易水道の整備

簡易水道事業につきましては、本年度も船泊地区における老朽配水管布設替事業を、船泊浄水場から浜中・大備分岐までの三百六十メートルを改良整備として継続し、有収率の向上を図ります。

これにより、本町における老朽石綿管の布設替えは、水源から浄水場までにかかる導水管を除きほぼ終了となります。

また、既存の香深、船泊、内路の三簡易水道施設における浄水場設備などの必要な補修を行い、維持管理に万全を尽くすと共に安定給水に努めます。

二、下水道の整備

本年度の整備につきましては、本年度の整備につきましても、道代行事業は本年度の船泊アクアプラント施設の工事完成をもって終了となります。

また、町の施行事業といたしましては、昨年度土中障害物により中断している大備川横断の推進工と、前年度からの継続であります船泊診療所から土木現業所礼文出張所までの区間の開削による汚水管布設工事を予定しております。

三、居住環境の整備

本町では、これまでの公営住宅整備事業や下水道供用区域におけるトイレの水洗化事業などにより、居住水準の向上と住環境整備を図ってまいりました。

今後は、入居者の安定確保と既存住宅の維持向上に努めるとともに、経年による老朽箇所の補修を計画的に行い適正な管理に努めてまいります。

四、廃棄物処理体制の充実

国の「循環社会形成推進基本法」に基づき、昨年から準備を進めて参りました『礼文町循環型社会形成推進基本計画』を策定致します。

ごみ焼却処理施設につきましては、建設から二十二年を経過することから、機能診断を行い、必要に応じて、建設年度、用地

の選定について検討したいと考えております。

し尿処理施設につきましては、下水道整備が進み、加入世帯が増加することで、し尿収集量が減少してまいります。これらを考慮した、収集体制及び処理体制を確立し、環境基準を厳守した、より安全で安定した放流水質を目指し、生活環境の保全に努めてまいります。

五、防災対策の充実

昨年は、千島列島付近の海溝を震源とする地震による津波警報の発令により、オホーツク海沿岸の市町村において住民が避難する事態が二度ありました。本町においては幸いにしてほとんど影響がありませんでしたが、災害はいつ発生するか判りません。

今年度においても地域住民の津波避難訓練を実施するなど、防災に対する意識の高揚に向け、啓発を図ってまいります。

六、交通安全・防犯対策の推進

最近、真に痛ましい事故が発生し、ご遺族の皆様には心より哀悼の意を表する次第でございます。

今後は、悲惨な交通事故をなくすために、新たな決意のもと、家庭・学校・職場・地域が一体となって交通安全意識の啓発・

啓蒙に努めてまいります。

また、最近、法治国家の日本において、様々な目を覆う事件が発生し、本町におきましては、昨年、「安全で安心な町づくりの条例」を制定したところであり、「こども一〇番の家」の活用により町民の皆様のご協力を得ながら、警察や防犯協会など関係団体との連携を図り、防犯意識の高揚に努めてまいります。



七、消防・救急体制の充実

火災や災害のない『地域住民が安全で安心して暮らすことができる町づくり』を促進するために消防力の充実強化を図り、本年度は水槽付消防ポンプ自動車を更新し、複雑多様化する災害に対応できるよう、消防力を整備してまいります。



第五 いきいきとした人づくりと文化のかおるまちづくり

本町においては、保育所から高等学校まで、保・小・中・高が連携して教育を推進する町としてさまざまな取り組みがなされておられ、関係機関のご努力にあらためて感謝申し上げます。今後ともさらに連携を深めることを期待し、教育関係者はじめ、皆さまがたの一層のご指導とご理解をお願い申し上げる次第であります。

第六 行政改革への対応

今後とも一層のスリムな行政体制の確立に向けて努力する必要があります。引き続き「行政改革集中改革プラン」をもとに、効率的な行政の運営を推進してまいります。

また、地方自治法の改正に併せ、新たに、副町長制の導入や会計管理者を設置することにより、行政の執行体制を整えてまいります。

第七 市町村合併問題への対応

地域主権型社会を構築するに

あたり、将来の郷土礼文が、一定の職員、特に専門職員を確保し行政を推進する力としての「行政能力」、行政能力を維持するために十分な財源の裏打ちがある「財政能力」、人口の減少や少子化や超高齢化社会に対して客観的に対応することができ「自治能力」、この三つの能力を兼ね備えた行政の総合体の一員としての地位を確保しなければなりません。

そのためには、現在だけではなく、将来をよく見据え、これからの礼文の子どもたちにとって、今後の礼文がどうあるべきか、真剣に考えていかなければならないと考えています。

今後とも、議員各位との連携のもとに、一日も早く、町民の皆様に対しまして十分に情報を提供し、市町村合併問題に対応して参りたいと考えております。

おすび

以上、平成十九年度の施策の大綱について申し上げますが、国、地方とも依然厳しい財政状況に置かれており、自主財源の脆弱な本町といたしましては、国に先駆けて高齢化率の高いなか、福祉や医療に対する行政需要がこれまで以上に増加しており、また、公債費関係の比率は

改善し始めましたが、依然義務的経費に多くの財源を必要としている状況にあります。平成十八年度の決算見直しにおいては、単年度でみると約一億円程度の赤字であり、ここ数年、実質的には、単年度の収支が赤字の状態であります。今後とも、事務事業を厳選し、職員共々、身を引き締めて財政運営に努めたいと考えております。

いま日本は、「市町村合併」に続き、本格的な「道州制」の検討に入るなかで、国・地方とも大きな変革期を迎えております。私は、この難局をのりこえて、本町の「元氣のでる町づくり」に邁進していく所存であります。

このため、これまで以上に、町民の皆様並びに町議会議員各位のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。平成十九年度の町政執行方針といたします。

(※一部文章を省略し掲載しています。)



礼文町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について、品川教育長が述べました。

教育行政執行方針 (要旨)

昨年は、教育界において、特に困難で憂慮すべき事案、事件が発生した多難な年でありました。

本町においてははじめ等問題の未然防止と問題解決に取り組むべく、学校管理規則を改正し、「礼文町立学校いじめ等対策委員会」を各学校に設置し、その体制の整備を図ったところであります。

また、防犯協会との連携による「子ども一〇番の家」の、ステッカーの全戸配布が実現し、子供たちが安心して登下校できる体制の整備を図れたことについては、関係機関はじめ、各自治会長そして町民皆様へ、深く感謝を申し上げる次第でございます。

当町においては昨年度より、保・小・中・高という新しいスタイルでの教育連携に取り組み、礼文ならではの教育「ふるさとに学ぶ礼文学」と、基礎基本を確実に身につけさせる「礼文検定」を二本の柱として、「町ぐるみで子どもを育てる教育研究」、

「確かな学力と豊かな心を全ての保小中高の連携で」、又「各学校の独自性と全学校の共通性を大事にする教育連携」を目標として取り組んでまいりました。昨年においては、その教育活動が認められ礼文町教育研究会が「宗谷教育実践表彰」を受賞したところであります。

今後とも、この学校間の垣根を越えた「教師力・学校力・研究力」を高めるという教育連携が礼文町の教育の大きな柱となるよう支援してまいります。

生涯学習、社会教育の推進につきましても、町民の皆様が生涯にわたり自己研鑽をし自己の目標の実現を図っていくことができるよう、いつでも、どこでも、自由に選択し、学習できる機会の拡充や様々な学習ニーズに応えなければなりません。

町民の皆様が心の豊かさを求め、余暇活動をより豊かなものにするための、学習機会の提供は、人生に、うるおいと生きがいをもち、明るく豊かな社会を築いていくうえで、大切なことであり、そのため、新たな知識や技能を学ぶことや習得できる指導者等の人材育成と整備充実、生涯にわたって継続的に学習できる体制の整備や、町民皆様の学習意欲の高揚と学習機会の拡

充に努めた施策の展開を図ってまいります。

一、学校教育

子どもたち一人一人の人格の完成を目指すという教育の目的に向けた、「確かな学力」については、子どもたちが将来、社会で自立していく力を身につけることができるよう、基礎・基本を確実に習得させ、学ぶ意欲の高揚や学習習慣の定着を図ってまいります。

「豊かな心」を育てる教育では子どもたちに生命を大切にする心、思いやりの心、自らを律する心、美しいものに感動する心や公共心、そして基本的な規範意識の育成や道徳教育を充実するとともに、芸術文化、自然に親しむ活動や読書活動も推進し、家庭や地域の教育力の向上にも取り組んで行かなければと考えております。

「健やかでたくましい心身」を育成するため、望ましい生活習慣や食習慣、特に食に関する自己管理能力を身に付けられるよう食育に関する指導の充実を図り、また、児童生徒の体力、運動能力の向上にも努めてまいります。

食育に関しては昨年度、香深漁業協同組合のご好意により多くの食材の提供を受け、地場産

品を使った給食メニューにて、食育に関する教材として活用が出来たことあらためて感謝する次第であります。

特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に、発展的に転換することが中教審から答申がなされ、本町でも「礼文町特別支援教育推進委員会」を設置し、「すべての子どもが力強く生きるために」を目標に特別な支援を必要とする子どもたちが義務教育終了後の進路でも力強く心豊かに生きることができるよう教育環境の充実を図ります。

さらに今年度は、平成二十年度より平成二十四年度までの五年間にわたる教育推進計画を策定いたします。

二、生涯学習

町民皆様の学習活動の場としての「出前講座」の充実や「ネットワーク事業」のリーダー登録の拡大を図り、関係者や各団体とも連携を図りながら、人材育成に努めてまいります。

また、礼文町生涯学習推進計画が平成十年に策定され十年が経過し、本年度中に新たな推進計画の策定に着手し、自ら学び、生きる喜びを感じる生涯学習の

推進に努めてまいります。

三、社会教育

社会教育につきましては、生涯学習社会において大きな役割を担うものであり心の豊かさを求め町民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活をおくることを目的として、自分自身のライフステージに応じた多様な学習ニーズを持っており、これに対応すべく取り組みをして行かなければなりません。

少年教育につきましては、地域の少子化が進む中で、子ども会活動やスポーツ少年団活動、ジュニアリーダーの養成、ふれあいや体験を大切にした活動や、他市町村との交流機会の提供等、活動の支援に努めてまいります。さらに、礼文町教育推進計画に併せて、礼文町社会教育推進計画を策定いたします。

四、文化芸術の振興

我が町が持つ豊かな自然とのふれあいを深め、地域の人々が持ちえる個性豊かな地域文化の創造に努めるほかに、文化協会をはじめ、各サークルの自主的活動を支援するとともに、「カルチャースクール事業」の内容充実にも努めてまいります。

五、スポーツの振興について

町民の誰もが、健康増進に関心を持ち、身近にスポーツに親

しめるためには、地域におけるスポーツ環境の整備充実に努めるとともに、関係機関と連携を深めながら、各種スポーツ団体への支援に努め、各種スポーツへの活発な参加を促進し、町民の方々の健康増進に努めてまいりますと考えております。

六、文化財保護

北海道の天然記念物に指定されている「レブンアツモリソウ」や礼文町指定文化財の「船泊遺跡出土遺物」は、町民の財産として保護思想の高揚に努めるとともに、礼文島の固有種であります「レブンソウ」、「フタナミソウ」等の高山植物につきましても、希少価値の高いものについては、文化財指定も視野に入れないながら、関係機関、関係団体との連携を密にし、引き続き保護・保存に万全を期してまいります。

以上、平成十九年度の、教育行政の執行に関する大綱を申し上げます。教育委員会といたしましては、町民の皆様の声を真摯に受け止め、町民の負託に応えるため教育関係者並びに関係機関、団体との連携を密にし、ゆとり教育の見直し等が議論されるなど、教育界においても、新しい教育基本法の成立で、今後多くの改正による新たな指針



が出されてくるとは思いますが、礼文町の教育行政の一層の充実、振興に誠心誠意取り組んでまいります所存であります。

町議会議員並びに町民皆様の、特段のご支援と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政に関する執行方針といたします。

(※一部文章を省略し掲載しています。)

